資料編

1　加東市農業再生協議会委員名簿

役職	氏名	団体役職名
会長	小林　勝成	加東市　副市長
副会長	竹内　千博	みのり農業協同組合　代表理事専務　※第２～４回総会
	山本　正仁	みのり農業協同組合　代表理事専務　※第１回総会
監事	國井　久明	加東市農業委員会　会長
	井藤　朋尚	加東市農会　※第４回総会
	上月　章市	加東市連合農会長会　会長　※第１～３回総会
会員	黒崎　由紀夫	加東市区長会　理事
	大久保　祥男	加東市区長会　理事
	溝端　実	加東市区長会　理事
	柏木　和博	加東市農会　※第４回総会
	西角　啓吾	加東市農会　※第４回総会
	山田　卓也	加東市農会　※第４回総会
	太田　隆之	加東市農会　※第４回総会
	藤井　秀	加東市農会　※第４回総会
	上月　邦弘	加東市連合農会長会　副会長　※第１～３回総会
	松本　修和	加東市連合農会長会　副会長　※第１～３回総会
	大村　浩幸	加東市連合農会長会　監事　※第１～３回総会
	長濱　良浩	加東市連合農会長会　監事　※第１～３回総会
	上村　晃央	加東市連合農会長会　理事　※第１～３回総会
	畑谷　紀美子	みのりＪＡ女性会　会長
	友藤　冨士子	加東市消費者協会　会長
	田中　孝英	方針作成者連絡会　代表
	林　義祝	兵庫県農業共済組合　小野加東事務所長
	山本　力	兵庫県東播土地改良区　事務局長
部会長	岸本　光	加東市認定農業者協議会　会長
	藤井　悦雄	加東市集落営農組織連絡会　会長
アドバイザー	石田　義則	近畿農政局　兵庫県拠点　総括農政推進官
	浅井　尚子	近畿農政局　兵庫県拠点　農政推進官
	宮脇　武弘	加西農業改良普及センター　普及主査
幹事長	長田　徹	加東市産業振興部　部長
幹事	山口　嘉彦	みのり農業協同組合　営農部　部長
	臼井　崇	みのり農業協同組合　加東営農経済センター　センター長
	谷川　利喜	みのり農業協同組合　東条営農経済センター　センター長
	神戸　剛	加東市産業振興部農政課　課長

２　諮問・答申

【諮問書】

加東市農業再生協議会

加東市地域農業活性化ビジョン後期計画について（諮問）

加東市地域農業活性化ビジョン後期計画について諮問します。

令和４年５月２３日

加東市長　岩　根　　正

【答申書】

令和５年２月２８日

加東市長　岩根　正　様

加東市農業再生協議会
会長　小林　勝成

加東市地域農業活性化ビジョン後期計画の策定について（答申）

令和４年５月２３日付けで諮問のありました加東市地域農業活性化ビジョン後期計画については、当協議会で慎重に協議を重ね、別添のとおり、加東市地域農業活性化ビジョン後期計画（原案）を取りまとめましたので答申します。

昨今、地球温暖化による気候変動や穀物価格上昇、資材価格の高騰など、農業を取り巻く様々な環境が変化する中、農業、環境の変化に対応できる力強い農業が求められています。

つきましては、この答申をできる限り反映した計画を策定するとともに、その推進にあたっては、「地域資源を活かし、人を活かした力強い農業」のビジョンの下、生産者をはじめとする市民・関係機関等と市が計画を共有・共感し、これまで育まれてきた自然と伝統を受け継ぎながら、更なる発展、振興を図り、農業所得の向上とともに魅力ある農業となるよう、効果的な施策の展開が図られることを期待します。

3　計画策定の経緯

年月日	会議名	内容
令和４年５月 16 日	加東市農業再生協議会 幹事会	・加東市地域農業活性化ビジョン後期計画概要説明
令和４年５月 23 日	加東市農業再生協議会 第１回総会	・加東市地域農業活性化ビジョン後期計画概要説明
令和４年７月 22 日 ～ ８月５日	農業従事者・集落向けアンケート調査実施	
令和４年９月 20 日	加東市農業再生協議会 幹事会	・加東市地域農業活性化ビジョン後期計画（骨子案）について
令和４年９月 27 日	加東市農業再生協議会 第２回総会	・加東市地域農業活性化ビジョン後期計画（骨子案）について
令和４年 11 月７日	加東市農業再生協議会 幹事会	・加東市地域農業活性化ビジョン後期計画（素案）について
令和４年 11 月 16 日	加東市農業再生協議会 第３回総会	・加東市地域農業活性化ビジョン後期計画（素案）について
令和４年 12 月 22 日 ～令和５年１月 20 日	パブリックコメント実施	
令和５年２月 22 日	加東市農業再生協議会 幹事会	・パブリックコメント実施結果について ・加東市地域農業活性化ビジョン後期計画（原案）について
令和５年２月 28 日	加東市農業再生協議会 第４回総会	・パブリックコメント実施結果について ・加東市地域農業活性化ビジョン後期計画（原案）について

4　用語解説

【あ行】

ＩＣＴ	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略で、情報や通信に関する技術の総称です。
ＳＤＧｓ	「Sustainable Development Goals」の略で、「誰も置き去りにしない」世界を目指して、すべての国や地域が取り組む目標を掲げています。

【か行】

加東市農業再生協議会	加東市を含む関係機関で組織され、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的に設置されています。
ＧＡＰ	農業生産工程管理（Good Agricultural Practices）の略で、農産物（食品）の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組です。ＧＡＰの取組を実施することで、生産管理の向上、効率性の向上、農業者や従業員の経営意識の向上に繋がる効果があり、我が国の農業の競争力強化にも繋がります。
経営所得安定対策	農業経営の安定化と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指すことを目的に、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）により、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付します。
耕作放棄地	農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去１年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されています。
耕種農家	農地を耕して種をまいて（苗を植えて）作物を育てる農業（米、麦、豆、野菜、花き等）を営む農家のことです。

【さ行】

産地交付金	都道府県や地域農業再生協議会が、国から配分される資金枠の範囲内で、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、麦・大豆等の生産性向上の取組や地域振興作物の生産等、産地づくりに向けた取組を支援する制度です。
実需者	農産物の需要者のことで、食品加工メーカーや飲食店、卸売業者等を指します。

集落営農組織	集落のような地縁集団を単位に、様々な農業生産過程の一部又はすべてを共同で行う組織のことです。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など、多様な形態があります。
集団的土地利用	農地を保全していく中で、面積の確保が重要となりますが、同時に生産の場としての機能性・団地性などの質的・物的条件も同時に満たす必要があります。それらを長期的に保全することを目的とした土地の利用形態のことです
酒造好適米	酒を造ることに適した米のことです。
食料・農業・農村基本計画	「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね５年ごとに変更することとされています。
戦略作物	麦、大豆、飼料用の子実用とうもろこしを含む飼料作物、ＷＣＳ用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米の総称です。

【た行】

多面的機能支払交付金	農業や農村が持つ多面的な機能の維持や、機能の発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する目的で設立された助成金制度のことです。
中山間地域等直接支払交付金	農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、2000（平成 12）年度から実施してきており、第４期対策（2015（平成 27）年度～2019（令和元）年度）を経て、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度へと見直した上で、2020（令和 2）年度より第５期対策として開始されています。
転作	従来から栽培している作物の種類を、他に転換することです。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。
特別栽培	農産物を生産する各地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数と化学肥料の窒素成分量を 50%以下で栽培する方法のことです。

【な行】

二毛作	同じ土地で、１年に２回、時期をずらして別の作物を栽培することです。
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づいて、職業として農業に取り組んでいる農業者や農業法人、あるいはこれから農業経営を営もうとする者等を、農業の担い手として市が認定した農業者を指します。税制や融資の面で特典が与えられます。

農業振興地域整備計画	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために、市町村が定める総合的な農業振興の計画です。
農地中間管理機構	「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農用地の利用の効率化・高度化の促進を図ることを目的とする公益団体です。離農や規模を縮小する農家から農地を借り入れて、その農地を担い手農家に貸し付ける事業を行っています。
農地パトロール	農業委員会が行う活動の一つであり、農地の荒廃を防ぎ、優良農地を守るため、遊休農地及び違反転用の実態把握のために行います。
農地利用最適化推進委員	農業委員会から委嘱された農地の利用に見識を有する者で、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行います。
農林業センサス	農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、５年ごとに行う調査です。

【は行】

ほ場整備	区画が狭小で散乱した農地を、大区画な農地に整備するとともに、用水路・排水路や農道を整備するほか、散乱した農地を集約し、コンバインなどの大型機械の使用と、より良い水管理を行えるようにし、農業生産性の向上及び農業構造の改善を実現する事業です。
兵庫県認証食品	兵庫県は、2004（平成 16）年７月に「ひょうご食品認証制度」を創設し、安全、安心で個性・特長がある県産食品を「兵庫県認証食品」として認証しており、具体的な審査基準によって「ひょうご推奨ブランド」と「ひょうご安心ブランド」の２種類のブランドに分類されます。「ひょうご推奨ブランド」は、環境に配慮した生産方法・品質・地域性などの個性・特長があり、かつ法令の遵守・生産管理体制などが整備された食品です。「ひょうご安心ブランド」は、ひょうご推奨ブランドの審査基準に加えて、化学肥料・農薬の使用を５割以上減らし、残留農薬・抗生物質等が国の基準の 1/10 以下とするなど安全性が高く、出荷記録による管理を徹底した安心感のある食品です。

【ま行】

村米制度	播州地方の酒米産地と灘五郷をはじめ、特定の蔵元（酒造業者）との間で結ばれる酒米取引制度（現在の契約栽培）のことです。

【や行】

有機ＪＡＳ	ＪＡＳとは日本農林規格（Japanese Agricultural Standard）の略で、有機ＪＡＳは、飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証するＪＡＳ規格に関する法律であるＪＡＳ法に基づき、「有機ＪＡＳ規格」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された農業者に「有機ＪＡＳマーク」の使用を認める制度です。農産物及び農産物加工食品は、有機ＪＡＳマークが付されたものでなければ「有機○○」と表示できません。
遊休農地	現在耕作がされておらず、今後も耕作がされる見込みのない農地のことです。

【ら行】

猟友会	狩猟者のための公益団体であり、大日本猟友会と各都道府県猟友会があります。狩猟資源の適正化、狩猟の事故防止と狩猟者の資質向上並びに秩序ある狩猟の確立を図ることを基本方針とし、「野生鳥獣の保護増殖」、「有害鳥獣捕獲の協力」及び「鳥獣資源の調査研究」などを事業の基本施策にしています。
６次産業化	産業を１次産業としてだけではなく、加工などの２次産業、更にはサービスや販売などの３次産業まで含め、１次から３次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするものです。

加東市地域農業活性化ビジョン
後期計画

発行年月：2023（令和５）年３月
発　行：加東市
編　集：加東市産業振興部農政課
〒673-1493　兵庫県加東市社 50 番地
電話：0795-42-3301（代表）
FAX：0795-43-0552
URL：https://www.city.kato.lg.jp/